

第7回 久留米市水道料金制度審議会議事概要

1. 日 時 平成19年1月25日(木) 15時

2. 場 所 久留米市企業局合川庁舎第1会議室

3. 出席者

【委員】 西土純一会長、樋口明男副会長
石丸茂夫委員、岩崎フミ子委員、大崎憲一委員、亀川正司委員、
川村安正委員、古賀和典委員、霸真紀子委員、鶴田榮子委員、
中園和行委員、柳尾和枝委員、藤田桂三委員、松永恵美子委員、
森光佐一郎委員

【事務局】 最所一志水道ガス部長、広田耕一水道ガス部次長
古賀久幸技術担当次長、近藤孔史経営企画室長、他

4. 会議次第

1. 逡増度の緩和について
2. 料金負担のあり方について

5. 議事概要

会長 それでは定刻になりましたので、ただいまから、第7回目の審議会を開催させていただきます。本日の議事は、料金負担のあり方についてです。

前回まで議論していただきました内容を、今日は具体的な数字で見えていこうということがメインでございます。そして、できましたら基本的な考え方についてまとまったらいいなと思っております。

ではまず、資料について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (1. 逡増度の緩和について 2. 料金負担のあり方について資料に基づき説明)

会長 ありがとうございます。逡増度を4通り下げた数値が示されました。これにつきまして、ご意見ご質問をお願いいたします。

ある意味単純な試算でございます。最低単価のほうは抑えておいて、倍率をかけたものが最高単価。そうするとフラットになっていく。逡増度を抑えればフ

ラットな料金体系になるという、そういう試算でございます。

委員 要するに、これは大口の需要家に対する料金体系を緩和してある。大口の料金が高いから、合併したところとの比較とか、他市との比較でされたと思います。

今後こういった形で改定した場合、大口需要家に対して、「水道水を使ってください」というセールスをしないといけないわけです。

地下水との比較といいますが、幾らなら地下水のほうが高い、安いという計算というか分岐点、そこらあたりはわからないでしょうか。

水道水のセールスをするということからして、そういった検討もしてみたらどうかと思います。

事務局 地下水を使用する会社といいますが、企業体の使用量によっても、同じ地下水でも単価は大きく変わります。

色々な情報等を見てみますと、一番安いところは150円、160円です。それだけ大量の地下水を使われるということだと思います。

高いところは270円、280円という話もございまして、なかなかどこが幾らだとは言えませんが、一般的に他市等でも言われているのは大体250円くらいという話は聞きます。

また、地下水ビジネスの業者は、水道料金が250円以上くらいのところをビジネスの対象にしているという話も聞いております。

委員 ということは、結構いい線で試算してあるということですね。結果からいいますと競争できる料金体系になるということですね。

会長 逓増度を3.5から3.0の間に抑えると大体今の250円くらいと対抗できるという、そういう数字になるわけです。

他にいかがでしょうか。

委員 逓増度が3.0の場合に影響額が4億1千9百万円とありますが、この4億1千9百万円が、それだけ赤字になるということでしょうか。

会長 今よりも減収になるということです。

委員 採算には乗らないということですか。

会長 17年度決算で6億くらい純利益がありましたから、まだ黒字にはなりません。

17年度のレベルで言うと、それでいいでしょうか。

事務局 確かに17年度では純利益が、6億1千万円ほどございました。しかしその中には特別利益等が含まれております。それが大体1億弱ほどございますので、5億円くらいが利益と思われれます。

それから4億1千9百万円を差し引きますと、大体8千万円弱くらいの利益になるのではないかと考えられます。

しかし以前もお話しましたとおり、4条投資という言葉を使っておりましたが、建設投資、配水管等の敷設工事もやっていく必要がございます。

そのためにはお金を借りてやっております。その起債残と言いますか、借金残にも、この利益のほうから償還、返済していく、そういう部分もあります。

償還には減価償却という内部留保資金も充ててまいりますけれど、そういうことで、利益については申し上げましたように起債の償還にも充てているという状況でございます。

副会長 新規投資の必要性、あるいはキャッシュアウトのない減価償却的な意味で、実質的な意味で許容可能な減額幅というのはある程度出るかなという気もするのですが、どれくらいになるのでしょうか。

事務局 水道の場合明確な指標というのは出されておりませんが、同じ公益企業であるガス事業の場合、経済産業省の指導では純利益ベースで適正利潤が4ないし5%と言われております。

本来良好な経営を維持し、必要な設備投資等を行うとした場合に好ましい利益水準というのが4%から5%ということです。

水道事業の年間売り上げが、仮に約50億としますと4%で2億円ですから、2億円から2億5千万円くらいは料金改定後も必要な利益幅ということになるかと思えます。

副会長 そうすると、先ほど言われた今の利益は6億円です。その内2億いくらかが、必要な利益幅ということになると、3億5千万円から4億円くらいが一応許容しうる減額幅ということでしょうか。

事務局 先ほど17年度を前提にご説明申し上げたところですが、17年度決算では約6億1千万円の純利益が収益的収支に出ています。

そのうちの1億1千万円は特別利益です。これは何かといいますと土地の売却益です。水道事業で使っていた土地が不要になったので売ったということです。

これは本来常時あるわけではございませんので、基本的に省かないといけません。そうしますと大体5億ベースになります。

それともう一つ、17年度は特殊事情がございます。三瀨・城島は合併前の料金体系をそのまま持ち込んでいるわけです。

三瀨・城島は13ミリの家庭が需要家の大半です。圧倒的に9割くらいはそうです。ですから比較的三瀨・城島地区からは利幅の大きい水をお使いいただいているという状況がございます。

17年度ベースでそういう特殊要因を省きますと、利潤額というのはおおよそ4億円弱というくらいに多分下がってしまうのではないかと思います。

また、過去の経常利益を申しますと、13年度が約4億円、14年度が3億7千万円、15年度が3億5千万円、16年度が3億1千万円となっております。

先ほどご説明しましたようなことを勘案しますと、値下げ原資として回せるのは2億円前後が精一杯ではないのかなと思っております。

委員 　ただ、料金が下がれば使われる水量が増える可能性はありますよね。

事務局 　私ども水道行政に携るものとしては、いわゆる水は有限でありますので、できるだけ市民の皆様には節水をお願いするというのが、基本的な立場になっております。

水道事業の場合、他の事業と比べまして、私どもガス事業を行っておりますが、ガス事業は販売促進のためにかなりエネルギーを使っております。

しかし水道の場合は逆です。ちょっと水不足等がございますと、国、県の指導もありまして、節水しましょうという呼びかけをしなくてはならないという難しいジレンマがございます。

そういう観点からいたしますと、なかなか料金を安くしましたから、どんどんお使いくださいというもなかなか言いづらいというところはございます。

ただ昨今は、水の洗浄能力が非常に注目されております。工業用にかなりまとまった量の水をお使いいただくということをうまく取り込むというのが、今後の課題として出てくるのではないかと考えております。

委員 　私が言いましたのは、工業用の井戸水を使われている所が、若干切り替われば水の利用が増えるのではないかとということですが、可能性は少ないですか。

事務局 　地下水は万が一、枯渇するということがございます。それから農薬が混じった土の劇薬部分が、たまたま地下水に紛れ込んで出てくるという部分で問題になっているところがございます。

やはり安定性という部分では地下水は少し厳しいところがございます。

その辺を勘案していただきますと250円、260円くらいまで、仮に値下できるとすれば、ある程度の需要増は見込めるかもしれないなという期待感を持っております。

会長 市の広報を見ておりましたら、風呂の水、残り湯を何かに使えと、節水せよと、そうするとエネルギーがそれだけ節約できるという広報がありました。

あれは結局、水道局にとれば、悪いキャンペーンです。でも地球環境からみると、節水するとエネルギーの節約になるという面もあるわけです。

今おっしゃったように、なかなか水道をジャブジャブ使えという事は、水道局としては、言い難い訳です。

こちら辺が普通の企業とは違って売り上げを伸ばす努力が出来難い。努力はされてあるでしょうけれども、それを大っぴらには出来にくいという一面があるわけです。

但し独立採算制の企業体としては、売り上げが伸びないと、利益が確保できないという面があるという、非常に難しい立場だろうと思います。

委員 最低単価の75円というのは上げることはできないのですか。

会長 当然それはここでの議論によります。最低単価を上げると逓増度は低くなります。そういった両面の要素があります。単に最高単価側を下げるだけではなくて、最低単価側を上げることによって、逓増度が下がるという面はあります。

最低単価はこのシミュレーションでは、今のままを維持しております。最高単価側だけを下げているわけです。その辺につきまして委員の皆様のお考えはいかがでしょうか。

委員 私も、逓増度を下げる為に単純に上のほうを下げれば単純に赤字、減収するのは当然だろうと思うので、やはり最低のほうを上げるというのも考えてみたいと思います。

また、今回の目的は合併によるものなので、三瀬・城島の料金がどのように変わるのか。安くなるという期待感に果たして添えるのかどうか気になるころではあります。

委員 試算していただいた最低単価75円というのは、基本料金が750円で基本水量が10m³でやっているわけです。

何回目かの審議会で出たように、自分が使った分はお金を払いましょうという

考え方でいけば、この小口の方の基本料金を少し下げ、その代わり例えば基本水量をなくしましょうという形でもいけるのではないかという気がします。

以前の資料を見ていたら一人暮らしで10m³まで使う人はいません。平均的にですね。だから750円の基本料金を幾らにするかというのは色々あるのでしょうか、そこを下げて、その代わり使った分はちゃんとお金を頂きますという形でやっていったら、それなりに先ほどおっしゃった三瀬・城島地区の小口の方も近づくという気がするんですけど。

大口が今度は問題になるのですけど。小口の方は単価的なものを下げるか、あるいは、今20とか50とか100とか水量区分が非常にどちらかという家庭用になっている部分を大きくとっていいのかという気がします。

委員 13ミリと20ミリが今半々くらいになっていますけれど、13ミリの基本料金が750円ということです。20ミリが1200円です。ということは基本的に言うと、その中間くらいが一番最低額ではないかと思われま。

例えば20ミリがどんどん増加傾向にあります。13ミリは減っている。何か理由があるのですか。

事務局 従来一般家庭は蛇口数が少なくて、13ミリが一般家庭用ということでやってきておりました。

その後高度成長を迎えまして、一般家庭の蛇口数が増えまして13ミリでは同時に水を出す場合に水圧が落ちる。またウォーターハンマーという、管内の流速が速くなり振動が起こるといった現象も出てきました。

それを解消するためには、口径を大きくするというので、現在は20ミリが一般家庭用ということになっております。

委員 前回、原価の分解と配賦というところで、原価の決め方が出てきておりました。

単純に考えて、原価掛ける使用量と考えていたのですが、原価の中に徴収関係の費用とか量水器関係の費用とか一般需要家費というのですか、あれが基本料金で固定費とか変動費というのが従量料金を減らして原価ができていて、その辺が少しでも変われば基本料金も変わっていくのではないかなと思います。

会長 つまり原価をもっと減らす。企業努力をして原価を安くせよということですか。

委員 そうです。原価が今170円何十銭かかっているわけですが、その中には本当に必要経費の需要家費というのと、経費と変動費というのがあって、変動費の中に動力費とか薬品費とかが従量料金にプラスされているわけですね。

固定費が減価償却や支払利息などをプラスして170円何十銭となっているので、その辺のところをどうにかすると、原価が原価掛けるの使用量になるのですが、単純に原価掛けるの使用量になると最低10³使っている家庭が1700幾らになるわけです。だから単純にそんなことは決められないですよ。

会長 当然企業ですから、コストを下げることに努力していただくなくてはならないですね。ただ我々がここで例えば水道局の職員の給料が高い、安くせよということとは言えないわけです。

これについては、抽象的に経営努力をお願いするということは、審議会としては最後の部分では触れなくてはいけないことだと思います。

しかし今のこの数字が高いとか安いとか、あるいはこれを省けとかいうことは、なかなか口は出せないと思います。

これについてはどこがやるのですか、高いとか安いとかいうのは。

副会長 おそらく原価は、各都市によって水源の有るか無いかとか、どれだけの人口が有るかとか、かなりマクロ的な要因で決まるものでしょうから、この審議会では議論はできないのかなという気がいたします。

この与えられた条件の中で、原価との関係で今の価格というのが決め方としてどうなのかというのが、当面私達が議論すべきことなのかなという気がします。

事務局 従前、私ども企業局水道事業の中期経営計画をご説明いたしました。

その中で、やはり経営努力の中で経費を抑えるということ。これは市全体のことですが、当然水道ガス部も行政改革をする必要がございます。その中で一定の努力をしていくということ、計画いたしております。

委員 現在、基本料金の750円の中に10³の使用量が入っているわけです。それを10³使っていない人もいるわけですね。それはどれくらいですか。

事務局 第5回の資料に基本水量内の調定件数割合というのがあります。

口径13ミリで基本水量内だけしか使用していない調定の割合が40.6%、20ミリで、36.9%、25ミリが24.5%です。

会長 委員のご質問に対して、少し補足いたしますと、結局基本料金を今13ミリで750円取っている。その使用量で収まっている人、例えば5³の人は割高の料金を払っているわけです。それを考えて基本料金を下げて全て従量制にする。

例えば今の750円を650円に下げて、使用量を1³あたり10円にすると

10 m³使って750円になります。

その方が合理的ではないのかとおっしゃりたいのではないかと思います。

そのようなことでよろしゅうございますか。40%の人は高い料金になっているわけですから。

委員 　ただ単純に考えれば、一般の市民の方は、今後もし値段が変わるとすれば、合併したときの値段に対して上がったか下がったかで、水道料金が高くなった安くなったと判断される方が多いと思います。

その中の1 m³がどうだとかは、一般の方はおそらく分からないし、現行料金より安くなったか高くなったかで一般の方は判断されると思います。

会長 　そうなりますと、結局旧久留米の場合は家庭用が安くて事業用が高いわけです。三漕・城島は相対的ですけど家庭用が高く事業用が安いわけです。

その辺のバランスを取るとすれば、結局旧久留米の料金体系で、家庭用については若干上げる。事業用については逡増度を下げるわけですから下がる。

三漕・城島の方は家庭用が安くなる。事業用は高くなるというプランになるわけです。その辺をどう考えたらいいのかということになると思います。

皆様方考えが色々あると思いますけれど、実は私が今回の料金制度について叩き台を考えてまいりました。多分論点はこういうことだろうと思いますので、今から皆様方にお話してそれを叩き台にして議論をしていただこうと思います。

これは水道局の方の意見ではございませんで、私が独断で考えてきたことであります。

まず1番は当たり前のことでございますけれど、需要家側は良質な水を安定的に安い料金で使いたいという要望があると思います。

他方、供給側は良質な水を安定的に適正な料金で提供したいということだろうと思います。良質な水というのは安全でおいしいという意味で捉えてください。

問題は需要家側は安い料金、供給側は適正な料金。この辺のバランスが今度料金体系の問題になるわけです。

適正な料金というのは、当然独立採算制を採っていますから、原価プラス利益ということになります。私はこの利益は先ほど事務局から説明がありましたけれど、経常利益だろうと思います。

この適正な経常利益を営業収益の5%程度に考えております。この5%というのは私、学校法人を念頭に置いてこの数字を出しました。

学校法人は利益という概念がありません。収支差額と言っておりますけれど、これを5%として予算などを組んでおります。

現実はいろいろ厳しい状況ですから5%達成するのはなかなか困難ではありませんけれど、目標としては5%としております。

ですから性格的には同じでしょうから、経常利益は営業収益の5%程度、と置いてみました。この場合の利益は当然将来の投資財源です。減価償却費に加えて、これを現在の良質な水を安定的に供給するという方向に使わなくてはならないと思っています。

原価につきましては経営努力が必要であるというのは当然であります。

2番は17年度の決算の数字です。営業収益が約49億9千万円。営業費用が38億6千万円で営業利益が11億2千7百万円です。

これに営業外収益と営業外費用。営業外費用は専ら利息です。経常利益が5億2千8百万円。これは今の営業収益にしますと10.6%になります。

特別利益と特別損益とをプラス、マイナスして今期純利益が6億1千8百万円ということです。特別利益とか特別損失というのは、臨時的な要因です。ですからこれはあまりカウントしないほうがいいだろうということで、経常利益がどうかということを見る、これがポイントになると思います。

その前に17年度の5億2千8百万円というのは先ほど説明がありましたように、三瀬・城島が高い家庭用の水になっているという要因もあるでしょうが、これは言ってみれば儲けすぎであると。

営業収益の4億9千9百万円にさっきの要因があったとしても、多すぎるのではないかと。5%でいきますと半分くらいです。2億6千、7千万円くらいが妥当な水準ではなかろうかと私は考えます。

但し、いろいろな要因があってこれは17年度の数字だけでは判断できません。でも大体の目安として2億5千万くらいの経常利益を確保できればいいのではないかなという気がしております。

3番は、これまでの料金体系は先ほど申し上げましたように旧久留米は家庭用は安く、事業用は高くという考え方で設定されておりました。

言葉で言えば垂直的公平という考え方だと思います。そこで遞増型料金になっているわけです。対して三瀬・城島のほうは使用量に比例して料金を取るという水平的公平性を考えて、均一型料金体系をとるという違いがございました。

問題は4番です。今後の料金体系を考える前に、今までの議論で合意が得られたもの、それから意見が分かれたものがございます。

まず1番、口径別2部料金制、つまり旧久留米の料金体系でいいということについては全員一致ということになっております。そのとき欠席された委員の方のご意見は正式には伺っておりませんが、出席された方では全員一致ということになっておりました。

2番目、基本水量制については多数は廃止してよい。少数の方は残せというご

意見であります。これについてはご意見が分かれました。

それからもう一つ、均一型料金ではなくて逓増型料金。これについては全員賛成であると、ただし多数は単純な逓増型。それに対して少数の方は逓増逓減型が良いというご意見でありました。

こういうふうに意見が一致した点、意見が分かれた点がございました。

これからどうするかという点でございますけれど、従量料金については、現状は全国的に見て家庭用は安い。先ほどの給水原価からみて特に13ミリは安いということは認識いただけるだろうと思います。

事業用は逓増度が高い。これも資料で中核市等では一番の逓増度という事実がございます。

そこで私の考えていることでございますが、まず1番、家庭用は若干値上げすると、特に13ミリはかなり安くなっております。ですからこれについては値上げしていいのではないかと思います。

但し三瀧・城島の現行よりも安くする。そうしないと前にご意見があったとおり、合併してメリットは無いのではないかという事については抵抗できないのではないかなと思います。

もう一つは中核市の平均よりも安いという、2つの条件をつけて家庭用については若干値上げするというのはどうだろうかと思えます。

その値上げのやりかたについては、基本料金を値下げして1㎡から従量料金にするとか、これについてのバリエーションはいろいろあるかと思えます。

全体的には13ミリは負担を若干重くして欲しいということです。

2番目ですが事業用の逓増度を低くする。その前の要件としては最高単価を地下水ビジネスに対抗できる程度に、先ほどご説明には250円260円という数字が出ました。最高単価を250円くらいにすれば、水道の方が安定的に安全な水を供給できるメリットがあるから、地下水ビジネスに対抗できるのではないかと思います。

需要が伸びるということは考えられなくても、需要がこれから落ち込むと、大口の使用の方々に対してですね、そういう説得力ができるのではないかなと考えております。

逓増度については、現行の4.33倍を3倍程度かと思えます。これは最低単価を高くすればいろいろ動くわけですが、ですからその兼ね合いになるかと思えますけれども、目安として3倍程度になる。

こういうことで数字を出して最終的に経常利益が2億5千万円くらいになれば、まあ妥当なところかなと私は考えたわけでございます。

どうぞこれを叩き台にして、あるいはおかしなところをいろいろご指摘いただいて意見集約できればいいと思っております。あくまでも私の独断の考え方でご

ざいます。

これでは、具体的な幾らというのは出てきません。考え方としてはこれでいかなかなというふうに思っております。

委員 基本的にはこれでいいと思っております。基本水量を0にするかどうかはあるのかもしれませんが、基本的に僕は廃止してもいいと思っております。

今おっしゃったようにしていけば、城島・三瀧とも何とか納得できるものが出てくるのではないかと思います。

会長 私の考え方だと、城島・三瀧の方は家庭用は安くなる。ただ、事業者の方は高くなってしまふ、という問題があります。

旧久留米の場合は家庭用が高くなって、事業用が安くなるといった相互関係なのですが。

具体的に数字がいくらというのは難しいと思いますが、考え方としてはこういうところだと思っているわけです。

委員 合併した宿命は当然、合併時点で背負っているわけです。

ですから、やはりどちらも助け合う論点からしますと、旧久留米の一般家庭は城島・三瀧の家庭用より安いという状況です。

その点はこの案のように若干上げるという形でないと、城島・三瀧が高いことは、はっきりしていますので、その点を調整するためにはこういった方法に持っていけないとできないんじゃないかなと思います。

そして、大口需要家のほうも城島の方は、はるかに値上げになるかもしれませんが、そこはやはりお互いの立場で、ご理解を合せていただかなくては、いけないのではないかと思います。

会長の案で行きますと、私はこれが一番良いやり方ではないかと思います。

委員 家庭用は若干値上げするというので、これについてはやむを得ないし、私も賛成いたします。

これから先、最終的には利用者の方々の理解が必要ということから、現在の13ミリ、10^m、750円と比べて、例えば使用量が5^mや6^mの方は750円よりも下がるという料金体系を是非考えていった方がいいのかなと思います。

料金が上がったという話の中に、ただし、どちらかといえば就労年齢を過ぎた人達、高齢者の方々、老夫婦といった方がこれに該当すると思いますが、こういったの方々に対するやさしい料金といったことから、是非そこを念頭におきながら料金体系を考えていかなければならないと思います。

会長 ありがとうございます。今のご指摘ですが、今は13ミリですと、10^mまで750円です。それを先ほど言いましたように10^m使っていない方に対しては値下げになるという工夫も必要です。

 そうすると基本料金は下げる、例えば極端に言えば基本料金を650円にする。1^mあたり10円にする。そうすれば10^m使う方は今と同じ750円になる。それ未満の方は値下げになります。そういうことで対処できるのかなと思っております。今のご指摘はそういうことでよろしいでしょうか。

委員 20ミリの方はどうですか。

会長 20ミリの方は、現在のところ給水原価と余り変わりません。20ミリの方は今、13ミリと比べるとかなり割高になっております。だから20ミリの方は安くしてもいいのではないかと思います。これは13ミリと20ミリのバランスです。これはなかなか微妙です。

委員 ちょうど利用者が半々ぐらいですね。

会長 多分13ミリの方は、世帯員数が少ない方、ご老人とかあるいは学生とかそういったところかと思いますが、20ミリのところは13ミリに比べますと高い料金になっております。

 そちらの方は若干値下げしてもいいかなと思います。この辺はそれこそ、シミュレーションしていただかないとわかりません。

 私が今考えているのは13ミリの方です。ここが安すぎるので、若干上げる。ただし、使い方によっては安くなるといった手品が必要かも知れません。そんなことを考えております。

委員 最終的にはこの経常利益の部分が2億5千万円くらいになればいいわけですね。

会長 大体そのくらいが健全な企業体として、存続可能性という面でいいのではないかと思います。

委員 将来的には20ミリが多くなるのですか、段階的にみていくと。そうすると基本料金が入ってくるということになって、利益的には多くなるということになるのですか。

会長 ですからそのところはもう少し下げてもいいのかなと思います。20ミリは

あまり販売単価と原価が変わりません。

その点はどうか考えたらいいのかわかりませんが、13ミリと20ミリのバランスの問題です。どう料金設定をするか工夫が必要だと思っております。

委員 現在は新築なされると必ず20ミリということですので、今、13ミリというのは昔に建てられた家だと思えます。その家庭はほとんどが高齢世帯だと思えます。なるべく安い方がいいと思いますが、出すものは出さなくてははいけません。私個人としては、受益者負担として出したいと思っておりますが、徐々に高齢世帯も20ミリが多くなっていくと思うので、その辺をちょっと考えていきたいと思っております。

委員 基本的に合併したので、旧久留米と城島・三潁が統一料金になるというのは当然のことだと思えます。会長がおっしゃるような形になるのではないかなと思えます。下げるということは無理なことですから、仕方のないことです。統一料金は当然のことですので、仕方ないことだと思えます。

委員 基本的には会長が出されたこの方向だろうと思えます。前回までの会議の中で、私は黒字だから結果として値下げをしなければならない、結果として値上げになることはありますという言い方はしました。しかし委員が言われたように、本当に使用水量が少ない方の部分は、これ以上上がってはならないと思えます。先ほどやり方は色々あると言われましたが、できれば値下げになるような方策、いわゆる基本水量10m³以下の方への配慮は必要だと思えました。それから口径20ミリのところは、基本的には一般家庭の方がほとんど大部分です。中には高額所得者が一部混ざっているかもしれませんが、中位程度以下の生活をしてある方が大部分でしょうから、できる限り値上げにならないように、将来的にはそこが増えていくということであれば、経営上許せば、会長が言われるように値下げという方策も検討すべきかなと思えました。逓増度が4.33で日本一というところが余りにもクローズアップされていて、前回平均の2.5まで下げなければならないとか、私も一気にそこまで下げるとかなり無理が出るでしょうから3とか3.5も目安として良いのではないかといった言い方をしておりました。今日改めて資料を見ましたところ、逓増度が高いのは当たり前です。原価に比べて日本一安い最低価格と、ある程度中位以上の最高単価を持っているわけですから当然です。

事業者の方にも理解していただかないといけないのは、4.33という数字だけを聞けば、何でこんなに高い水道料金を払わされているのかという、数字のトリックですが、一方では本当に生活に困っている方も含めた一般市民の方にやさしい、企業努力による低設定の料金設定を久留米市はやっているのですよということですから、逓増度が上がるのは当たり前です。

ですから、逓増度が結果、3が妥当とか2.5が妥当だとかこの論議はおかしいのかなという気がしてきました。

今日、会長に試算いただいたように、営業収益の中でどの程度の債務返済残高を含めた経常利益、どのくらい黒字を出さなければならないのか。

そこと本当の低所得者で困っている方々の配慮として、一般家庭は基本的に増にならない。都合のいい話ばかりですが、かつ事業者の負担感の緩和ということ。たまたま黒字がありますから、前回先進地の報告をいたしました岡山的な配慮のあり方も含めて、一気に逓増度を3まで下げるのがいいのかどうかということとは私、非常に悩んでおります。

数字的にそれが妥当かなと思っておりましたが、あくまで結果の問題ですから、逓増度を下げようと思ったら最低単価を上げないと無理です。

全体をフラット化していかないと。それは黒字の中ですとか城島三瀬の関係の中で行けば、そこを上げるということにはならないでしょうから。

そこで非常に悩んで、今日は発言ができませんでした。

そこで改めてお願いなのですが、今後の論議の中でもう少し、経営上の、平成17年度の利益というのは、私は今ひとつ信用ができておりません。合併のこともありましたし、先ほどの特別利益、特別損益の兼ね合いもありますから、18年度の決算見込みというものも、今の段階で出してほしいと思います。

それから水の需要が今減少傾向にあるということですが、希望的観測で行けば、大きいところの緩和をしていけば水量は増えるかもしれませんが、それは結果として増えたらまた値下げの論議をすれば良いわけで、今減っていくのなら減っていく方で見えていって、私、節水というのは忘れてはならないと思いますので、そこが結論なのかなと思います。

だから本当の意味で、将来に渡って経営上必要な経費を勘案したときの、都合のいいことばかり言いましたが、一番苦しんでいる方々を上げずに、最大限、一番負担感の多い事業用のところをどこまで下げられるのかという具体的なシミュレーションを改めてしていただきたいなと思います。

会長 最初の論点ですけれども、先ほど言いましたように最低単価が低ければ逓増度は高くなる。旧久留米の場合はそういう形になっているわけです。

だから1㎡あたりの最高単価を絶対数字で見ないと判断できないということは

おっしゃるとおりです。

それから後の方、17年度の決算は先ほど事務局が言われた経常利益、13年度から言われましたが、これはいいですね。結局それは合併効果ですかね。

それがどれくらいなのか。あるいは、18年度の決算見込みはどうか。そういったことを次回にでも数字は出していただけますか。

委員 もう一点いいですか。今、城島・三瀬は旧料金体系できていると思いますが、今旧久留米に統一の方向で論議をしております。

ですから、城島・三瀬も今の久留米の料金体系で計算した仮定のものも試算しておいていただきたいと思います。将来一緒になるという前提での試算です。

ここがないと論議にならないと思います。城島・三瀬を旧久留米の料金で計算して、どこまで下げられるのか、そういった試算をしていただきたいと思います。

会長 基本的にこういう考え方が、大体のところで賛成していただければ改めてシミュレーションしていただこうと思います。

17年度はこの数字になっていますけれど、18年度で新しい料金体系、考え方に基づいて、あるいは皆さん方がおっしゃったことを念頭においた料金体系になるところなる。こういう数字になるというシミュレーションを次回にでも出していただければと思います。

委員 13ミリのところを値上げして、20ミリの値下げするという説明でした。

イメージ的に値上げというのは住民の反発もあります。ただし、それを行えば事業用の逡増度を低くすることができ、地下水ビジネスに対抗することができるということなら、やむを得ないのかなと思います。

この機会に久留米市全体での調整を図ることは、その為の審議会でもありますし、少し無理が行くところもあるかもしれませんが、それはそれなりに説明がつくことであれば、住民も理解できるのかと思います。

委員 今後の料金体系のところの基本水量制ですが、これはまだどちらにするか決まっていないわけです。

受益者負担ということで基本料金は設備費としてはある程度必要です。

今は750円の中に10^mまで入っていますが、これは単純に基本水量をなくすということは、基本料金がたとえば250円で1^m使っていくらという形で計算するということですね。

あるいは基本水量を入れて会長がおっしゃるように650円でトントンになるようにするかというこの2つは、私としては、どちらがいいかの判断のためにシ

ミュレーションしてほしいところです。

それと大口需要家が一方は安く一方は高く、合併をすればどちらかになるということですが、このまま逓増型で行くと、どうしても需要の方が多くなるので、逓増逓減型というのも捨てられない気がします。

シミュレーションが無いので事業者が安くなるのかわかりませんが、逓増逓減型のシミュレーションも見てみたい気がします。

委員 私も会長に大体賛成なのですが、先ほどから出ておりますように、合併した魅力というのが、城島・三瀧では住民説明会の中でも水道料金を久留米市並に合わせますよという話が必ず出ていると思います。

そういうことを考えて13ミリで据え置きに近い形にする。将来的には三瀧・城島が安くなっても、20ミリが増えていくことになると安定的な2億5千万円程度の利益は出てくるのではないかと思います。

ですから私は3倍程度という案で賛成です。

委員 私は以前、城島・三瀧地区の一般家庭用を基本的には現行より安くしてほしい、というところで話をしたと思います。

会長の案で行きますと城島・三瀧は家庭用であれば現行より安くなります。

ただ、事業用からすれば、かなり高くなるのではないのでしょうか。それが、果たして城島・三瀧の事業者に対して、どれだけ理解が得られるのでしょうか。

旧久留米であれば、今までは事業用は高いということがありますから、安くなりますが、城島・三瀧の事業用を考えるとかなり高くなるということが、顕著に現れてくると思います。

仮に一般家庭用の方につきましては、いくらになるかわかりませんが、感覚的には、合併効果で少くく安くなったというぐらいの程度になる可能性もあるかなというのがあって、そここのところをどういうふうに城島・三瀧城島地区で考えるかということがひとつあります。

それから、事業用の逓増度を下げるということで、最高単価をある程度下げていく。逓増型による最高単価の考え方としてはどうでしょうか。

会長 最高単価を地下水ビジネスに対抗できる。つまりこれ以上大口のお客さんを取られないようにと言う発想です。

委員 私はこの前、逓増逓減型を審議会の中では言っておりました。

適切かどうかかわかりませんが、たとえば逓増型で上のほうを下げていく、今日のシミュレーションのように上のほうをどんどん下げていくという話です。

そうなる、17年度の経常利益が10.6%とありますが、この10.6%を7から8%に維持をするということであれば、経常利益を確保しようと思えば、一般家庭用をどのくらい採算ベースに合うような、料金体系になるのかというのが非常にわからないわけです。

会長 17年度の数字で行くと約半分の利益です。2億5～6千万円くらいは値下げの原資に出来るわけですね。それがどの程度になるかということなのですけども、これはまた数字で示していただければと思っております。

おっしゃるとおり、次回にこういうことであったならば、城島・三瀬の家庭用は今よりもどのくらい安くなる。事業者の方で、何トン使っている方はいくらになるという数字を出していただこうと思っております。

そういうことでよろしゅうございますか。

委員 会長の出されました家庭用は若干値上げする。事業用は逓増度を低くする。まあこのとおりだろうと思えます。

ですけど、利益を2億とか2億5千万円とかにするというのは、その部分が今後企業を維持していくというか、継続する為に必要なものであろうとは思いますが、そのところが、たとえば1億5千万円いるのか3億円いるのかというのは、それはやっぱり企業の誠意だと思います。

その辺が、ちゃんと納得いくように説明していただいて、あとは会長が言われたような、家庭用は若干値上げする。事業用の逓増度を低くするというのを基本的に考えて、やっていただいたらいいと思えます。

副会長 この整理の仕方は非常によくまとまっていて、良いのですけれども、若干気になるのが、基本水量制とか逓増型料金のまとめ方が多数・少数となっております。多分、数で決められる問題ではないと思えます。

やはりその基礎となる理念といいましょうか、哲学の問題でしょうから、もうちょっと理を尽くして、その考え方でいいのかという議論が、もう一回いるのかなと思えます。

それから、最後のところに現行の4.33を3倍程度にというまとめ方も、最低の定め方と最高の定め方の兼ね合いで決まるので、今回の資料の3.0という数字とはたぶん意味が違います。これは下を動かしていませんから。

だから、ここでいう3倍というのはシミュレーションに出されている4億1千万円の影響があるという意味での3倍ではおそらく無い。

そういった意味で先ほどおっしゃっていたこういった理念系を組み合わせると、結果として出てくる影響額が、先ほどおっしゃった合理的な営業収益水準の許容

範囲なのかどうかということをお数字としていただきたいと思ひます。

会長 最後の3倍程度というのは、中核市の平均が2.6です。旧久留米が4.33ですから、平均ぐらひを考えたら一番良いのですが、一挙にそこまでいくと、最低単価が高くなると思ひたので3倍程度としたわけです。

非常にごもつともだつたご意見は、多数・少数というのが二つござひます。

基本水量制に対して多数説と少数説が分かれてひます。また逡増型にするのか逡増逡減型にするのかということも分かれてひます。

これは次回に数字を出してひだひて、その上で、この考え方だつたらこうなるということをお具体的に見ながら議論してひだひて、出来ましたら全員一致の結論になればと思ひます。

事務局にお願ひですが、今言つた多数説、少数説の2通りの考え方を含めて、全体のトーンを斟酌した上で、数字を出してひだひて。その場合には18年度の決算見込みということもござひましたから、それを踏まえた上で、いろいろな数字を出してひだひてことが出来ましようか。

大体皆さんの意見を頭に入れて、こういう前提の下にやるとこういう数字になるということはよろしいでしようか。

事務局 いくつかの案を示したいと思ひます。その数字で決定するという意味ではなくて、こういった数字でいくと、こういうふうになるだろうという程度のシミュレーションを出したいと思ひます。

会長 皆さん方のご意見を伺いたいのは、資料に口径別販売単価というところがござひます。先ほど説明がありましたように、給水原価が170円です。13ミリの販売単価が133円、20ミリが163円ということでおかなり差がござひます。

私は13ミリを若干値上げしたらと申し上げましたが、逆に20ミリのほうはそう上げる必要は無いのではないかとひるのは、この原価との差異を念頭に置いたからであります。

13ミリとか20ミリの最低単価というのはどのくらいだつたら、いいのかという、事務局が数字を出す上でどのくらいだつたら了解できるのかということをお伺つておけば、資料を作りやすいと思ひますが、いかがなものでしよう。

委員 三瀨が税込みで180円です。それよりも安くするので170円くらいまでかなと思ひます。

会長 給水原価まで上げてもいいということですか。

事務局 城島が税込みで1 m³あたり175円です。税抜きですと167円になります。城島・三瀬と逆転しないようにということだと167円より高くは出来ないということになります。

副会長 資料を見ると中核市等において、最低単価というのは、はっきり言って原価割れで元々提供してあるので、今の割合があまりにも極端に低すぎるので上げようという議論でしょうから、原価にあわせる必要はないのではないのでしょうか。傾度が大きすぎるので、もう少し上げましょうということだと思います。

会長 13ミリが原価に対して78.3%です。これだけ安いということ。20ミリのほうは95.9%です。だから、13ミリの方がかなり安いということがわかるわけです。

これをどのくらいまでだったら許容可能かということではありますが、85%くらいだったらいいだろうとか、それでは高いとかその辺のご意見を伺っておけば、事務局としてはやりやすいのかなと思います。

副会長 一つの叩き台としては、たとえば今42市の平均が給水原価に対して最低価格が0.648倍という数字がありますので、それは出していただけるとわかりやすい気がします。

平均的な数値でいくところになりますということを出していただければ参考になるのではないかと思います。

会長 給水原価に対する最低単価の割合が旧久留米市では0.431倍、これを平均値あたりに設定して考えるということですね。

これを目処に考えていくということによろしいでしょうか。

委員 家庭用は若干値上げするということで、値上げの仕方はいろいろあるのではないかと思います。基本料金を下げるとか、水を使って、結果的に支払うお金は変わらないくらいとか、いろいろあるというお話が出ていました。

基本料金には水のお金は含んでいないと説明があったと思います。

基本水量制というのは、サービスとして水が10 m³付いているということだと思っていたので、それだったら何で値下げになるのか、基本料金が下がるということになるのかなということがわからないのですが。

会長 今は基本料金と基本水量がセットになっているわけです。つまり13ミリでいくと10 m³まで使っても750円の基本料金だけですということ。

だから基本水量をなくすと、0から出発するわけです。先ほど言いましたのは、基本料金750円を650円に下げるわけです。今よりも100円下げるわけです。0から出発しますから、たとえば1^mあたり10円と設定しますと、10^m使うと100円かかります。100円プラス650円で750円になるわけです。

委員 前提で、基本料金と基本水量制が合体しているというのならわかるのですが、自分が理解していたのが、基本料金があって、10^mをサービスでくっつけているということだったから、サービスが無くなれば当然に750円が残るだけと思っていたのです。だけどそれは違うということですね。

会長 サービスではなくて、10^mまで使っても料金は変わりませんという説明です。

委員 10^m使おうが使うまいが750円かかる。基本料金というのは、一応権利みたいなものなのでしょう。

委員 基本水量制をとっている理由が3つあるということで、水道の普及とか、衛生の向上とか料金を低廉に抑えるとか3点言われていたと思います。

10^mが無くなって料金が下がるのなら、水量分の料金も取っていたということだから、水道の普及とか料金を抑えるとかの目的はどうなるのかとってしまったのですが。

委員 今言われたのは基本水量の役割だと思います。基本料金というのは、蛇口をひねったら水が出る権利みたいなものですから、そこに基本水量という、水の普及とか衛生面から、蛇口をひねったら水が出る権利と一緒に10^mまではセットで750円ですというのが、久留米市の考え方だったということです。

会長 次回は数字を出してもらいます。他にこういう考え方を入れようということがあったら、前もって言っていただいたほうが、数字を作りやすいと思います。

皆さん方がおっしゃったことが全部含まれて、これだというものはなかなか難しいと思いますが。

私が今から事務局に対して、申し上げることは資料を要求する内容です。

口径別二部料金制、基本水量制は廃止する案と存続する案、基本水量は10^mでよろしいでしょうか。それから逡増型の料金体系と逡増逡減型の料金体系の案を2通りです。

それから家庭用は若干値上げをする。但し三潞・城島の現行料金よりも安いこと、中核市等の平均より安いことの2つの要件があります。さらに先ほどの基本

水量を廃止する場合と存続する場合とで当然数字が変わってまいります。

事業用の逓増度を低くするというところで、最高単価は逓増逓減型と逓増型では違ってまいります。地下水ビジネスに対抗できるという要件があります。

逓増度の方は、これも逓増逓減型と、逓増型で変わってまいります。理想的には中核市の平均2.6倍、それに近づけるような案を次回示してください。

委員 今、会長がおっしゃってあるのは13ミリの人たちですが、20ミリも基本水量以下の人が30数%いらっしゃいます。これから20ミリが多くなるという話であれば、その部分もやってもらわないといけません。

会長 言い忘れしました。20ミリのところは現行料金よりも下げる。少なくとも上げない、下げる方向で考えてほしいということも付け加えておきます。

事務局 逓増逓減型の場合、区画の問題があるのですが、何㎡から、どの区画から下げるのかということが一つ問題点としてあるのですが、この点はどうしたらいいでしょうか。

委員 逓増逓減型を推進されている委員さんもいらっしゃいますが、使ったら使っただけ安くしますという考え方は、水道局だから使ってもらわないといけないのですが、節水という観点からは、私はどうも腑に落ちません。

岡山市のように何かあった時はその代わり我慢してもらいますという、一定の要件を設けて、これ以上使ったら安くなるということがありますというのは、私はありかなと思ったわけです。

逓増逓減型を採用された市がどういった過程だったのかわかりませんが、使えば使うほど安くなるというのは、限られた重要な資源という考え方の中では、私はどうしても腑に落ちません。

委員 使えば使うほどというのは、ある一定の条件までは、同じ料金ですので、私の中では使えば使うだけだんだん安くなるわけではないと思っています。

大口に使っていただくためには、料金を下げるためには、逓増逓減型のほうが納得してもらえるのではないかと思います。使えば使うほど安くなるということはまず無いと思います。

そこはシミュレーションとして見てみたい気がします。見てみたいというのは興味ではなくて、可能性があるならば、試算をしておかないと、突かれたときに返答のしようがないのではないのでしょうか。考えられることはすべてやっておかないといけないのではないかなと思ひまして、提案させていただきました。

委員 　　どこを基準に逓減していくかは非常に悩ましいと思います。

委員 　　前例があるところに沿いたいと思います。

事務局 　　一般的に他市の例で行きますと、月に3千m³以上のところからが、逓減されているようです。

会長 　　では次回は、今たくさん注文をつけましたが、それでもって数字を出していただきます。その中で意見の分かれているところには、もっとこうしたら良いのではないかという意見を伺った上で、基本的な考え方を詰めたいと思います。

それがどこまで時間がかかるのかわかりませんが、早い時間にその問題が合意できるようでありましたら、もう一つ加入金の問題がございました。

時間がありましたら、加入金の問題も合わせて、議論したいと思います。

それでは、これをもちまして第7回の審議会を終了したいと思います。ありがとうございました。